新公示運賃 バス運転者の賃金引上げ原資を確保 運賃＋料金＋実費が必要。

運賃 運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算額です。

時間制運賃 ＋ キロ制運賃 ＝ 運賃

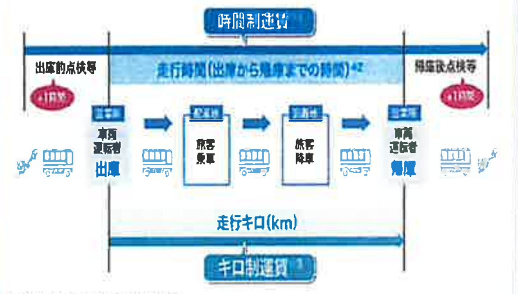

※1. 時間制運賃＝（走行時間＋2時間）×時間単価
※2. 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします
※3. キロ制運賃＝走行キロ×キロ単価

時間制運賃

- 出庫前点検(1H)及び帰庫後点検(1H)と走行時間(回送含む)を合算し運賃を算出します。
- 走行時間(回送含む)が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とします。
- 走行時間は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとなります。

■時間制運賃の計算式
（走行時間＋2時間）×時間単価

キロ制運賃

- 走行キロ(出庫から帰庫までの距離)に1km当たりの運賃額を乗じた額となります。
- 走行キロは、10km未満は10kmに切り上げとなります。

■キロ制運賃の計算式
走行キロ×キロ単価

令和7年9月26日からの公示運賃[illegible]

運賃	車種	令和5年8月25日公示	令和6年3月1日公示	新基準額
時間制運賃	大型車	6,580円	6,580円	7,190円
	中型車	5,560円	5,560円	6,070円
	小型車	4,770円	4,870円	5,320円
	コミューター車	—	4,330円	4,740円
キロ制運賃	大型車	160円	160円	170円
	中型車	140円	140円	150円
	小型車	120円	120円	130円
	コミューター車	—	110円	120円

新公示運賃早見表

（単位:円、消費税抜き）

大型車 車両の長さ9m以上または旅客席数50人以上

中型車 大型車・小型車・コミューター車以外のもの

小型車 車両の長さ6m以上8m以下かつ旅客席数33人以下

コミューター車 車両の長さ6m未満かつ旅客席数14人以下

時間制運賃

走行時間＋点呼点検時間	大型車 新基準額	中型車 新基準額	小型車 新基準額	コミューター車 新基準額
3時間以内＋2時間	35,950円	30,350円	26,600円	23,700円
5時間 ＋2時間	50,330円	42,490円	37,240円	33,180円
7時間 ＋2時間	64,710円	54,630円	47,880円	42,660円
9時間 ＋2時間	79,090円	66,770円	58,520円	52,140円
11時間 ＋2時間	93,470円	78,910円	69,160円	61,620円

※点呼点検時間は出庫前点検(1H)と帰庫後点検(1H)が加算されます。 ※3時間以内の時間制運賃は同一となります。

キロ制運賃

総走行キロ	大型車 新基準額	中型車 新基準額	小型車 新基準額	コミューター車 新基準額
50km	8,500円	7,500円	6,500円	6,000円
100km	17,000円	15,000円	13,000円	12,000円
150km	25,500円	22,500円	19,500円	18,000円
200km	34,000円	30,000円	26,000円	24,000円
300km	51,000円	45,000円	39,000円	36,000円

運賃の割引

身体障害者福祉法等の適用を受ける団体、学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体への割引については、届け出た運賃の下限を下回らない額とする。

公示運賃策定の際の人件費の見直し

貸切バス運転者の確保は喫緊の課題ですが、運転者の平均給与額は全産業平均を下回っている状況が続いています。運転者の担い手不足の解消には、賃金水準を全産業平均給与額まで引き上げることが不可欠であり、その原資を確保するため、運賃・料金額を見直しを行ったものです。

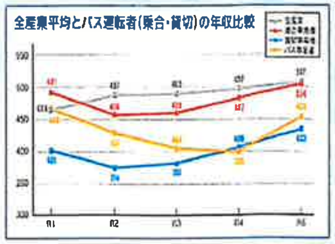

※令和7年9月22日「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」フォローアップ会合資料より

従来制度による人件費水準決定方法

- 全産業平均給与額よりも貸切バス運転者給与額が高い場合は、後者を採用
- 全産業平均給与額よりも貸切バス運転者平均給与額が低い場合は、両者の中間値を採用

今回の人件費水準対応

全産業平均給与月額又は貸切バス運転者平均給与額のいずれか高い方の額を採用

料金 料金には3つの種類があります。

■料金は ❶深夜早朝運行料金、❷特殊車両割増料金、❸交替運転者配置料金の3つです。

❶ 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間（回送時間を含む）が含まれた場合、含まれた時間に係る1時間あたりの運賃及び交替運転者配置料金の1時間あたり料金については、2割の割増を適用する。

❷ 特殊車両割増料金

次の条件を有する車両については、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用することができる。

①標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両。
②当該車両購入価格を座席定員で除した単価が、標準的な車両購入価格を標準的な座席定員で除した単価より70%以上高額である車両。

❸ 交替運転者配置料金

法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合、その他、交替運転者の配置について運送申込者と合意した場合には、届け出た交替運転者配置料金の下限額以上で計算した額を適用する。なお、交替運転者が交替地点まで車両に同乗しない場合であっても、同乗したものとして料金を適用するものとする。

令和7年9月26日からの料金[illegible]

料金		新基準額
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金）の2割
特殊車両割増料金		設備や購入価格等を勘案した割増率
交替運転者配置料金	キロ制料金	40円
	時間制料金	2,670円

実費 「運賃」・「料金」以外は「実費」となります。

■利用者の求めにより運賃・料金以外の経費が発生した場合は、その実費を負担していただきます。

- ガイド料、有料道路利用料、駐車料、乗務員宿泊費などは従前どおり実費として旅客の負担。
- 運送引受書に運賃及び料金や実費の内容を記載。

法令等遵守のために

バス代金はバス事業者が国土交通省に届出ている運賃・料金の基準額を下回ることはできません。

バス事業者は輸送の安全・安心を確保するために必要な運賃・料金の基準額を国に届出を行っています。

貸切バス事業者に対する行政処分等の基準

■貸切バスの運賃・料金は国土交通省への届出が必要です。届出を行わない場合や届出の範囲を逸脱した場合は、法令に基づき行政処分等が行われます。

- 道路運送法第9条の2第1項
（運賃・料金事前届出、運賃・料金変更事前届出違反）
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止
- 道路運送法第10条（運賃又は料金の割戻しの禁止違反）
初違反：60日車の車両使用停止
再違反：120日車の車両使用停止